

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

番 号	法令名及び条項	処 分 の 概 要	担当課名
1	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条	開発行為の許可	都 市 計 画 課

1 審査基準は、次のとおりとする。

(1) 開発行為の定義及び許可不要の開発行為について

別紙－1 のとおりとする。

(2) 開発許可の要否に係る一体性の判断基準について

別紙－2 のとおりとする。

(3) 開発行為に係る技術基準等について

別紙－3 のとおりとする。

(4) 市街化調整区域における開発行為に係る立地基準について

当該許可の申請に係る開発行為が、①別紙－4「市街化調整区域における開発許可審査基準（法 34 条）」、②市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号）に基づいて整備される市民農園における市民農園施設を目的とするもので許可を要するもの、③幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）に基づく沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項に従って行われるもの、④地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）に基づき認定された歴史的風致維持向上計画の内容に即して行われるもの、⑤地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づき認定された総合化事業計画に従って行われるもの、⑥農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）に基づく活性化計画に従って行われるもの、のいずれかに該当していること。

2 標準処理期間は、30 日とする。ただし、次の場合は別に定める期間とする。

(1) 許可に当たって、盛岡市開発審査会の議を経る必要があるときは、120 日

(2) 農地転用許可、建築基準法第 43 条ただし書き許可等が関係する場合 120 日

3 盛岡市開発審査会への付議

盛岡市開発審査会に付議が必要な開発行為の許可について、偶数月の末日（その日が休日（盛岡市の休日に関する条例（平成元年条例第 37 号）に規定する休日をいう。）の場合にあつては、当該休日の前日）までに申請があつたものは、翌偶数月に開催する開発審査会に付議するものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を読みたい方は、申し出てください。